

産業廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書

1 目的

排出事業者 堺市（以下「発注者」という。）と廃棄物収集運搬処分業者である _____
_____（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場 堺市教育文化センター
堺市中区深井清水町1426番地 から排出される産業廃棄物の処分を次のとおり実施
する。

2 法の遵守

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法
律」その他関係法律を遵守すること。

3 委託業務名称

教育センター I C T機器ほか産業廃棄物収集運搬処分業務

4 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、
許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があった
ときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写し
を発注者に提出し、本仕様書に添付する。

[産業廃棄物収集運搬業]	[産業廃棄物処分業]
許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業区分：	事業区分：
産業廃棄物の種類：	産業廃棄物の種類：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

- 行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、当該委託契約に係る産業廃棄物を他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- 行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、当該委託契約に係る産業廃棄物を他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において受託した産業廃棄物を選別し、有価物の拾集を行ったときは、その旨と拾集量をマニフェストに記載することにより発注者に通知するものとする。なお、この場合において、拾集した有価物の責任は全て受注者にあるものとする。

13 発注者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

- イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
有害廃棄物は含まず、現状のままで排出する。
- ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
なし
- ハ 他の産業廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項
なし
- ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
(1) 廃パーソナルコンピュータ、(2) 廃ユニット形エアコンディショナー、(3) 廃テレビジョン受信機、(4) 廃電子レンジ、(5) 廃衣類乾燥機、(6) 廃電気冷蔵庫、(7) 廃電気洗濯機
なし
- ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合はその事項
なし
- ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
なし

14 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

1 回のみであるため変更なし

15 受託業務終了時の受注者の発注者への報告に関する事項

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、業務終了報告書を提出すること。ただし、業務終了報告書は、法令に基づく産業廃棄物管理票（マニフェ

産業廃棄物の再生並び最終処分予定事業所リスト

1) 発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)をつぎのとおりとする。

最終処分先の番号	中間処理後の産業廃棄物の種類	最終処分を行う事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

2) 発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の再生(予定)をつぎのとおりとする。

再生先の番号	中間処理後の産業廃棄物の種類	再生を行う事業場の名称	所在地	再生方法	施設の処理能力

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。